

第1回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年4月10日(木) 午後2時～3時6分

●会場 各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室

●日程

1. 開 会
2. 委員委嘱
3. 会長・副会長あいさつ
4. 委員紹介
5. 議 題

〈報告事項〉

- 報告第1号 木曾川文化圏市町合併協議会設置の経緯について
- 報告第2号 木曾川文化圏市町合併協議会規約について
- 報告第3号 平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会予算について
- 報告第4号 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第5号 木曾川文化圏市町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第6号 木曾川文化圏市町合併協議会事務局規程について
- 報告第7号 木曾川文化圏市町合併協議会財務規程について
- 報告第8号 木曾川文化圏市町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

〈協議事項〉

- 協議第1号 木曾川文化圏市町合併協議会会議運営規程(案)について
- 協議第2号 木曾川文化圏市町合併協議会会議傍聴規程(案)について
- 協議第3号 木曾川文化圏市町合併協議会小委員会設置規程(案)について
- 協議第4号 木曾川文化圏市町合併憲章(案)について

〈確認事項〉

- 第2回合併協議会開催日程等について

6. その他

- 合併協議会での協議項目(素案)について
- 新市建設計画について
- 事務局職員紹介
- 協議会HPのお知らせ

7. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄	伏屋征勝		
委 員	白木 博	川瀬勝秀	野田 功	伏屋哲司
	脇田庄太郎	松田之利	広瀬利和	長谷川匡一
	武藤孝子	松原史尚	小島 武	苅谷彰三
	村井宏行	田中露美	松浦紀之	松原清史
	長縄利男	名倉明子	小森利八郎	横山勝利
	鈴木直和			

●欠席委員

委 員	横山隆一郎	星野鉄夫
-----	-------	------

●事務局職員

事務局長	五藤 勲			
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	伏屋俊郎
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画係長	前田直宏			
調整係長	傍島敬隆			
事務局員	岩佐隆典	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

【事務局長】

本日は年度始めで大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

第1回の木曾川文化圏市町合併協議会の開会に先立ちまして、この協議会の傍聴についての報告をさせていただきます。

後ほど会議の運営規程と傍聴規程をご審議していただきますが、この協議会については原則公開とする旨、任意協議会においても合意をいただいておりますので、正副会長の許可を事前にいただきまして、冒頭から一般傍聴者の入室を許しましたので、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまより第1回木曾川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

最初に協議会委員の皆様の委嘱状の交付を行います。

順次、お名前を呼び上げますので、恐れ入りますが、その場でお立ちくださいませ。

〔委嘱状交付〕

続きまして、当協議会の会長でございます森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、ご苦労さんでございます。

ここに、本日、第1回木曾川文化圏市町合併協議会を開催できますことは、喜びにたえないところでございます。

既に任意協議会を2町1市で1月から3月までやってまいったわけでございますが、その中で規約等の原案をすべて定めまして、先般の町議会、市議会でも予算及び規約の承認をいただいたところでございます。一番のエキ스는、対等と平等でやりましょうということでございまして、メンバーも、各市町が人口、財政規模の大小にかかわらず同数ということでございます。その上に、県の関係者ということで岐阜地域振興局長の広瀬さんと、大学の関係者ということで松田先生にご足労を煩わせたこと、こういうことでございます。今日から始まるわけでございますが、これは野田町長のお言葉でございますが、信頼と互譲のスピリットでもってやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ごあいさつといたします。今日はありがとうございます。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、副会長よりごあいさつをお願いいたします。

野田川島町長様から、よろしくお願いいたします。

【副会長：川島町長】

皆様、こんにちは。

川島町が各務原市さんの方へ、この平成の大合併に当たりまして合併のお申し出をしましてからもう既に5ヵ月以上経過しておるといようなことでございます。この間、任意の協議会を行っていただきまして、ここに地方自治法並びに合併特例法に基づく協議会がスタートできたということは、ある種の感慨を覚えます。

私はどういう区割りで、第1段階、第2段階、第3段階というふうに行くのか、まだ見当が付きませんが、少なくとも第1段階が終わって、今日からは第2段階に入ったという認識でございます。

この協議会が、先ほど会長さんがおっしゃいましたような精神で進めば、きっとこの会としてのゴール、そして次は本物のスタートといようなことになると一番いいかなあと、こんな思いで今日は参りました。川島町選手団、私以下8名、全員いたって気は小さい方でございます。何か全部のみ込まれてしまうような気がいたしますけれども、しっかり頑張っていて、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局長】

ありがとうございます。

続きまして伏屋岐南町長様、お願ひいたします。

【副会長：岐南町長】

こんにちは。

今、会長なり先輩の野田町長さんの方から、1市2町の協議会についてのお話がありましたけれども、もう皆さんご案内のとおり、岐南町、大丈夫かいなという思いが、1市1町の代表の方はそのように思ってみえると思ひますけれども、いずれにしても、私も現在、議会あるいは住民の方と協議をしておりますけれども、底辺は住民の皆さんにあるんだと。そして、まちづくりはどの方法になってもお互いに常に考えていく必要があるといことを常々考えております。そういう意味から、我々としては、この住民の気持ちになって、1市2町の協議会に岐南町は岐南町なりでお話をさせていただきたいと、このように感じております。今日も、先ほど川島は8名の選手ということですが、我々は8名の選抜をさせていただいて、そして岐南町の代表ということで、各分野から来ていただいておりますので、いいお話ができればいいと思っております。期待しながら、皆さんとともに1市2町の協議会のますますのご発展を祈念していきたいといふうに感じておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

【事務局長】

ありがとうございます。

先ほど会長の方から委員の皆様方に委嘱状をお渡ししましたが、ここで改めまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

【事務局】

それでは、私の方から皆様方のお手元の名簿の順に従いまして、お名前を呼び上げさせて

いただきますので、恐縮ですが、その場でお立ちいただきまして、お名前、そしてご選出の市町の名前などを、簡単に自己紹介を交せてお話しいただければと思います。

【白木博委員】

各務原市の市議会議員の白木博でございます。

会長、副会長のごあいさつを聞いておりまして、ここから見る各務原市の誇る北山の稜線がはっきりと見えております。私は、先行き明るいという感じでもってこれに臨みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【川瀬勝秀委員】

川島町の議会議長を仰せつかっております川瀬勝秀でございます。

やっとここまで来ることができました。感慨無量でございます。よろしくお願いいたします。

【野田功委員】

川島町の特別委員長の野田功でございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

【伏屋哲司委員】

岐南町議長の伏屋哲司でございます。いろいろとお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

【脇田庄太郎委員】

岐南町の特別委員長をやっております脇田庄太郎です。私は何事も前向きにという思いで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

【松田之利委員】

日ごろは岐阜大学の地域科学部にいます。何かお役に立てるかどうかが不安ですが、よろしくお願いいたします。

【広瀬利和委員】

4月から岐阜の地域振興局長に赴任をいたしました広瀬でございます。

私は、お隣の笠松町に住んでおりますので、よろしくお願いいたします。

【長谷川匡一委員】

14年度の市の自治会連合会長を務めましたが、3月末の市の連合会の役員会で全会一致でおまえ出ていけというご推薦をいただきましたので、背は小さいけれども一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

【武藤孝子委員】

各務原市生活学校の代表として伺わせていただいております。

木曾川の文化圏をみんなで共有していけたら本当にうれしいと思っております。

【松原史尚委員】

各務原の青年会議所からやってまいりました松原といいます。お世話になります。

若輩者ではございますが、若輩者の意見を代表しまして務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【小島武委員】

川島町の町内会長の小島武です。

今回、こういう席に出席するのは初めてでございます。何もわかりませんが、これから一生懸命勉強して頑張ります。よろしくお願いいたします。

【苅谷彰三委員】

苅谷彰三です。川島町から参りました。

私は今日、こうして会議に参加させていただきましたけど、いよいよ結納の儀が調ったなあ、そういう思いであります。今後、お互いに信頼関係を深めまして、合併に至ったらいなあ願っております。よろしくお願いいたします。

【村井宏行委員】

川島町から参りました。選手団の中でも一番若手だと自負しております。

私、商工会の青年部の部長ということで、川島町の若手商工業者の代表というつもりで参りました。これからどんどんいい話ができるんだなあ大変期待して参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中露美委員】

川島町の生活学校の代表者をしております田中露美です。どうぞよろしくお願いいたします。

【松浦紀之委員】

平成14年度の岐南町の連合自治会長をさせていただいております松浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

【松原清史委員】

岐南町の学識経験者として選んでいただきました。一生懸命やります。よろしくお願いいたします。

【長縄利男委員】

私は、岐南町商工会のまちづくり委員会委員長を仰せつかっております長縄です。どうぞよろしくお願いいたします。

【名倉明子委員】

岐南町の民生委員を仰せつかって頑張っております。一市民としていろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小森利八郎委員】

各務原市で助役を務めております小森利八郎と申します。これからもよろしくお願いいたします。

【横山勝利委員】

川島町の助役を拝命しております横山でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木直和委員】

岐南町の助役の鈴木直和です。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

【事務局】

なお、本日、2名の委員の方がご欠席でございます。

星野鉄夫様につきましては、経済同友会の全国大会の出席のため、横山隆一郎様につきましては、東海議長会での公務のためご欠席でございます。ここでご報告させていただきます。

【事務局長】

続きまして、本日の議事に入らせていただきますが、その前に、お手元に書類をお配りしてございます。そのご確認をお願いしたいと思います。

白色の第1回木曾川文化圏市町合併協議会のレジュメがございます。それから水色の表紙の報告事項、それからピンク色の表紙の協議事項、それから黄色の協議項目の素案、それから最後に新市建設計画のサンプルの五つの種類でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、既に各市町の議会で議決をいただいております本協議会の規約に基づきまして、会長が議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をお願いします。

【議長：各務原市長】

それでは、さようでございますので、私、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

早速議事に入ります。

お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

まず報告事項からまいります。

報告第1号について、事務局より説明をさせます。お願いします。

【事務局】

それでは、報告第1号 木曾川文化圏市町合併協議会設立の経緯につきましてご報告いたします。

お手元の資料の青色の表紙1ページをご覧くださいと思います。

この報告資料は、1市2町の合併協議の合意形成から当合併協議会の設置に至る約5ヵ月間の動きをまとめてございます。

それでは、上段からお目通しを願いたいと思います。

平成14年11月5日に川島町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定し、同月13日、正式な申し入れを行いました。これを受けまして、同月25日に各務原市議会がこれを受け入れることを合意し、1行を飛びまして、12月2日、正式な受け入れ回答がなされました。この合併協議の合意を受け、翌3日、両市町の合併問題調査研究組織として、合併協議会準備会が設置されました。

年が変わりまして15年1月17日、岐南町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定し、同月20日、正式な申し入れを行いました。これを受けまして、同月22日、各務原市議会全員協議会がこれを受け入れることを合意し、翌23日、各務原市と川島町がその旨の回答を

行いました。

ここまでが、1市2町の合併協議の合意形成の経緯でございます。次からは法定協議会の設置に係る事前協議へと移っていくことになります。

1月27日、1市2町で任意の合併協議会、木曾川文化圏市町合併任意協議会を設置し、この日、第1回の協議会を、続いて2月14日に第2回の協議会を開催いたしました。

この任意協議会では、法定協議会の設置や運営に必要な事項の一部を設置手続の関係から前もって協議し、合意をいたしております。この合意事項につきましては、この後、ご報告させていただくことになっております。

この事前協議の合意により、3月14日、岐南町議会、20日に川島町議会、26日には各務原市議会が1市2町の法律に基づく合併協議会、木曾川文化圏市町合併協議会の設置議案を可決いたしました。この法律に定められた手続を行い、4月1日に当協議会を設置し、本日、第1回目の協議会を開催するに至っております。

以上、端折ってこれまでの経緯を報告させていただきました。

【議長】

続きまして、報告第2号、第3号について事務局より説明をいたします。

【事務局】

それでは、報告第2号 木曾川文化圏市町合併協議会規約の要旨、ポイントを説明いたします。お手元の報告事項の3ページをご覧ください。

第1条には、協議会の構成市町が、各務原市、川島町及び岐南町であること、また地方自治法及び合併特例法に基づく協議会の設置であることが規定されております。

協議会が行う事務については第3条に、関係市町の合併に関する協議、新市建設計画の作成、その他市町の合併に関し必要な事項と規定しております。

第4条で事務所の位置を各務原市に置くことを定め、第5条で委員構成を規定しております。(1) 執行部から町長及び助役。(2) 各市町の議会から代表お二人ずつ。(3) 学識経験者14名以内。14名の内訳は、市町共通の学識経験者がお二人と、各市町から4名ずつの計12名であります。以上が協議会の委員となっており、この規定によって本日皆様方を委嘱申し上げた次第でございます。

次に第10条から12条には、協議会に小委員会、幹事会を、幹事会に専門部会をそれぞれ必要に応じて置くことができる旨、規定しております。

第13条と14条は、協議会の事務局について規定しております。事務局の職員は、市町の長が協議し定めた者をあてるという規定になっており、第15条では、協議会に関する経費は各市町が協議して負担する旨、規定しております。

以上が、規約の要旨であります。

なお、この規約については1月27日に開催されました第1回木曾川文化圏市町合併任意協議会におきまして合意され、各市町の議会において既に議決をいただいております。

続きまして、協議会の予算について、計画係長の前田がご説明申し上げます。

【事務局】

それでは、報告第3号 木曾川文化圏市町合併協議会予算の要旨をご説明いたします。お手元の報告事項の9ページをご覧ください。

第1条により、協議会の歳入歳出予算の総額は3,300万2千円と定めております。

第2条においては、款相互の間において歳出予算の流用を認めています。

さて、予算の概要を説明させていただきます。予算につきましては、13ページから20ページにわたり掲載させていただいておりますが、総括してまとめました、A3タイプになりますけれども、21ページをご覧ください。

まずは歳出、いわゆる支出からご説明いたします。ページ上から3分の1あたりより下部分をご覧ください。

一番左に款という項目で表しておりますが、大きく総務費、事業費に区分しております。総務費は、事務局の運営に係る経費を計上してありまして、コピー機やファクスの借り上げ、簡易的な財務システムの導入経費、その他消耗品費など計251万5千円となっております。

次に事業費は、本協議会の各事業を推進する費用として、会議費、調査研究費、広報広聴費の三つに分けてあります。会議費では、協議会や小委員会等の会議費用に357万3千円として計上しております。委員の皆様への報酬とか、会議録作成経費が主なところです。

次に調査研究費は、本協議会予算の非常に大きなウエートを占めるものです。いずれも短期間で効率的な協議資料を作成していくことに主眼を置き、民間コンサルタント業者の活用、側面的支援を想定しております。具体的には、1市2町のさまざまな分野での事務事業を一元化するための調査、さらには情報システムの統合化に向けた調査や、新市建設計画の作成などへの関連委託経費といたしまして2,050万円を計上して、調査研究費全体では2,239万円となっております。

広報広聴費では446万5千円を計上しております。協議会だよりを随時発行し、各市町の広報紙と同時配布を計画しております。また、協議会独自のホームページを通して協議内容や会議資料、傍聴の案内等をお知らせしていく予定です。

以上の支出予算を積み上げまして、歳入、いわゆる収入の説明に入りたいと思います。

ページの上段をご覧ください。

まず岐阜県の方から法定合併協議会に対して、協議会を構成する団体数に応じて交付されることとなります上限額500万円の県補助金があります。本協議会では3団体ですので、計1,500万円の収入を見込んでおります。それに基づき、各市町からの負担金を1,800万円と決定し、諸収入をわずかに含め計上しております。

以上が、予算の要旨であります。

なお、この予算につきましても、1月27日に開催されました第1回木曾川文化圏市町合併任意協議会におきまして全会一致で合意され、また協議会の歳入に当たります各市町の負担金の支出につきましても、各市町の議会において、平成15年度の一般会計予算の一部として

既に議決をいただいております。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。

今、報告の第2号、第3号について説明を申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

〔「ありません」の声あり〕

ありませんということでございますから、次に移りたいと存じます。

続きまして、報告第4号から第8号までを事務局より説明させます。

【事務局】

それでは報告第4号 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程の要旨をご説明いたします。お手元の報告事項の23ページをご覧ください。

第1条には、協議会規約第11条第1項に基づき、幹事会を設置することが規定されています。

幹事会の行う事務については、第2条に、会長の指示により協議会に提案する事項、その他合併に関する必要な事項の協議、調整と規定しております。

第3条では、幹事会の構成メンバーを規定しております。裏面の24ページをご覧ください。各市町の助役以下3名、計9名で構成しております。

申し訳ありませんが前のページに戻っていただきまして、第4条では、幹事長1名、副幹事長2名を置くこととし、その選出方法、職務等を規定しております。

第5条では幹事会の会議運営についての定め、第6条では協議経過及び結果についての会長への報告を、第7条以下は庶務、会長への委任等を定めております。

以上が、幹事会設置規程の要旨であります。

【事務局】

続きまして、報告第5号 専門部会設置規程について、要旨をご説明いたします。

お手元の資料、報告事項の25ページをご覧ください。

まず第1条には、専門部会の設置が規約の第12条に基づいていることが規定されております。

第2条には、専門部会が協議会の幹事長または事務局長の要請を受け、規約の第3条に掲げる事項、これは協議会の事務についてでございますが、これらを専門的に協議または調整を行うということが規定されております。

第3条には、部会の種類とその所管及び部会員について規定いたしております。専門部会の種類と所管については、同じ資料の27ページの表をご覧ください。現在、12部会を想定いたしております。また、専門部会の構成員は、3市町の長が指名するそれぞれの市町の担当職員でございます。

25ページにお戻りいただき、第5条では、専門部会の開催方法、また第6条では、専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる旨、規定いたしております。なお、専門部会

は、これから行われる事務事業等の細かいすり合わせのワーキンググループになるものでございまして、いわば各市町の職員によります実働部隊でございます。ここで協議・調整されたものが幹事会へ上がり、幹事会において、例えば報告事項と協議事項に仕分けされるなどいたしまして、この協議会の協議の場が上がってくるというようなイメージになると考えております。

以上が、専門部会設置規程の要旨でございます。

続きまして、報告第6号 協議会事務局規程について要旨をご説明いたします。同じく報告事項の29ページをご覧ください。

事務局規程は、協議会規約の第13条に基づいて、協議会の事務局に関して必要な事項を定めるものでございます。事務局の行う事務は第2条に規定し、第3条では事務局に総務、計画、調整の3係を置くことを定め、31ページにそれぞれの担当する事務を定めております。

第4条及び第5条では、事務局にどのような職員を置くか、またその職員がそれぞれのどのような務めを果たすかを定め、6条、7条では事務決裁の区分を定めております。

第9条では職員のサービスを規定し、10条では、職員の給与はそれぞれの市町で負担し、出張等の旅費については協議会が支給する旨、定めております。

以上が、事務局規程の要旨でございます。

続きまして、報告第7号の財務規程及び8号の費用弁償規程について、調整係長の傍島がご説明申し上げます。

【事務局】

それでは、報告第7号 木曾川文化圏市町合併協議会財務規程の要旨についてご説明させていただきます。

お手元の資料の33ページをご覧ください。

この規程につきましては、先ほど報告させていただきました協議会規約の第17条に基づき、必要な事項について定めたものでございます。

第2条では、会長が毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮り、その承認を得ること。また、会計年度は地方公共団体の会計年度によることが規定されております。

予算の補正につきましては、第3条で、既定予算の補正の必要が生じた場合は補正予算を調製し、会議に諮り、その承認を得なければならないと規定しております。

第4条では歳入歳出予算の項目について規定しておりますが、これは先ほど報告第3号にて協議会予算の説明をさせていただきましたとおりでございます。

出納につきましては、第5条で会長が行うと規定されており、会長は協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができると規定しております。

予算の流用及び予備費の充用につきましては、直近の会議に報告しなければならないと規定しております。

第8条で、毎会計年度終了後2ヵ月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監

査に付した後、協議会の認定を受けなければならないと規定しております。

以上が、財務規程の要旨でございます。

続きまして、報告第8号 木曾川文化圏市町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の要旨についてご説明させていただきます。お手元の資料の37ページ、最終ページになりますが、ご覧ください。

この規程につきましては、先ほど報告させていただきました協議会規約の第18条第3項に基づき、必要な事項について定めたものでございます。

第2条で、委員等の報酬は日額 6,500円と規定しております。ただし、地方公共団体の長、助役及び常勤職員については支給しないと定めております。

第3条では、委員等が協議会の職務のため旅行したとき、この場合は各務原市の例により旅費に相当する額を費用弁償として支給すると規定しております。

報酬及び費用弁償の支給方法は、第4条で各務原市の例によると規定しております。

以上が、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の要旨でございます。

【議長】

ただいま報告第4号から第8号について説明を申しましたが、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

最初に、ルールはしっかりしておかないといけませんので、こういうことをきちっと決めたということでございます。よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

続きまして協議事項に移りたいと存じます。

協議事項、協議第1号と第2号を一括して事務局より説明をさせます。

【事務局】

それでは、お手元に配付しております資料のうち、ピンク色の表紙、「協議事項」に沿いましてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

まず1ページ、協議第1号 木曾川文化圏市町合併協議会会議運営規程（案）の要旨についてご説明をいたします。

まず第1条でございますが、本規程の趣旨でございます。先ほどご報告いたしました規約第8条第3項に基づきまして、本協議会の運営に関し必要な事項を定める旨、本規程の趣旨について規定しております。

第2条は、基本方針といたしまして、会議は原則として公開とする旨、規定しております。

続きまして第5条は、会議の進行といたしまして、会議の議事は全会一致で決することを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合には、議長の判断により出席議員の3分の2以上の同意をもって決する旨、規定しております。

第6条は傍聴に関する規定でございます。この後、協議第2号でお諮りいたします傍聴規程によりまして必要な事項を定めることとしております。

続きまして、第7条で会議録を調製することを規定し、第8条で、会議録には会議録署名委員2名が署名を行うこととし、当該署名委員は会議ごとに議長が指名することを規定しております。なお、本協議第1号をご決定いただいた際に、議長よりご指名をさせていただくこととしております。

第9条は、会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する旨、規定しております。

以上が、協議第1号 会議運営規程（案）の要旨でございます。

引き続きまして、資料の3ページをお開きいただきまして、協議第2号 木曾川文化圏市町合併協議会会議傍聴規程（案）の内容についてご説明をいたします。

第1条は、本規程の趣旨でございまして、今ほど協議第1号としてご説明をいたしました運営規程第6条第2項の規程に基づきまして、本協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める旨、趣旨について規定してございます。

第2条は、傍聴人の定員を30人とする。ただし、会場の都合により、議長は定員の数を増減することができる旨、規定をしております。

第3条は、傍聴の手続といたしまして、傍聴人は、傍聴人受付票に住所、氏名及び年齢を記入しなければならないこと、傍聴人の受け付けは会議開催予定時刻の30分前から先着順に行うことを規定しております。

第4条は、傍聴人は指定の傍聴席に着かなければならないことを規定しております。

第5条は、傍聴席に入ることができない者、第6条は、傍聴人の守るべき事項を規定しております。

第7条は、傍聴席において、議長の許可を得た場合を除き、撮影、録音等をしてはならない旨、規定をしております。

続きまして、資料4ページに移っていただきまして、第9条は、非公開の決定といたしまして、傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない旨、規定しており、第10条は、違反に対する措置といたしまして、傍聴人がこの規程に違反したときは、議長が退場等必要な措置を講ずることができる旨、規定してございます。

以上が、協議第2号 会議傍聴規程（案）の内容でございます。

なお、ただいまご説明いたしました協議第1号及び協議第2号につきましては、去る2月14日に開催されました第2回木曾川文化圏市町合併任意協議会におきまして合意をいただいております。

以上で、協議第1号及び協議第2号の説明を終わります。

【議長】

ただいま事務局から協議第1号と第2号の説明を申し上げましたが、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと存じます。

【副会長：川島町長】

今日はこんないい会場でやってもらっておるんで、会場は傍聴の関係があるんですけど

も、大体ここが……。

【議長】

うちでやる場合はここと、もう一つあるんですかね。今日はそっちが詰まっておったので。

それで、今後の会議は持ち回りでやってもいいですし、その都度その都度事務局で相談してもらって、それでやったらいいんじゃないか。どこもなかったらここでもいいし。

それでは、ご意見もないようでございますので、協議第1号と第2号につきましては、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

続きまして、協議第3号を事務局より説明させます。

【事務局】

それでは、協議第3号 木曾川文化圏市町合併協議会小委員会規程（案）につきまして、要旨をご説明いたします。

お手元の協議事項の5ページをご覧ください。

小委員会は、協議会規約第10条第1項に基づいて設置することができるというものです。小委員会の行う事務については、第2条に、協議会から付託された事項について調査または審議すると規定しております。具体的には、新市建設計画の策定などが想定されます。

委員会の構成につきましては、第3条に、必要に応じて協議会の会長が協議会の委員の中から指名する、また第4条では、委員長と副委員長を置き、その選出に関しては委員の互選によると規定しております。

第5条では、小委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長が当たると規定しております。

第5条の第4項では、会議は原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができると規定しております。

この小委員会で審議された経過、結果については、随時協議会に報告するよう、第6条で規定しております。

小委員会の庶務は、協議会事務局で処理する。これは第7条に規定してございます。

以上が、小委員会設置規程の要旨であります。

【議長】

ただいま協議第3号につきまして説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと存じます。

〔発言する者なし〕

それでは、協議第3号につきましては、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

続きまして、協議第4号の合併憲章（案）につきまして、事務局より説明をさせます。

【事務局】

それでは、協議第4号 木曾川文化圏合併憲章につきましてご説明いたします。

お手元の協議事項の7ページ、緑色の紙で印刷してございますが、ご覧いただけますでしょうか。

市町村合併協議を進める上で、このような合併憲章を策定する合併協議会は全国でも初めてのことです。

それでは、起立して朗読させていただきます。

木曾川文化圏合併憲章（案）。

各務原市、川島町及び岐南町は、合併協議を進める上で、次のように合併憲章を定めま

す。

第1条 対等な立場、互譲の精神で協議を進めます。

1市2町が木曾川文化圏という都市（まち）づくりのコンセプトを共有しながら、対等な立場に立って、信頼関係のもとに、互譲の精神で合併に関する協議を進めます。

第2条 それぞれのアイデンティティを尊重しながら、地域全体の発展を目指します。

各市町は、それぞれに歴史・文化・自然・産業・交通網など、誇るべき優れた個性、アイデンティティを持ち合わせています。それらを最大限に尊重し、さらに磨きをかけることで、新市の全体的な発展を目指します。

また、新市建設計画では将来ビジョンを共有しながら、各市町の総合計画を最大限取り入れるようにします。

第3条 すべての住民が等しく高い水準のサービスを受けられるよう努めます。

合併とは、単なる数合わせ、あるいは人口や面積の拡大ではありません。スケールメリットのみを追求するのではなく、住民の声が届く範囲の適正な規模において、すべての住民が等しく高い水準の行政サービスを受けられるように努めます。

第4条 質の高い新しい都市（まち）づくりを進めます。

合併を機に、情報システムの統合や最新のIT駆使、NPO団体を含む各種ボランティアとの連携など住民と行政の協働、事業のアウトソーシングなどで行政のスリム化・効率化を目指し、さらに質の高い21世紀型の都市（まち）づくりを進めます。

以上が、木曾川文化圏合併憲章であります。

【議長】

ただいま協議第4号についてご説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

【脇田庄太郎委員】

すばらしい憲章ですが、どなたかの案でお作りになったのか、その経緯をお聞かせいただけたらと思いますけど。

【議長】

正直言いまして、ご承知のとおり川島町さん、それから岐南町さん、各務原市から事務局を出しておりまして、何度も何度も、僕や副会長さんが指示したということはないんですが、事務局が心合わせ会を何回もやって、そして加筆・修正をお互いにし合って、これをつかって1週間ぐらい前に持ってきたと、こういうことでございます。だから、みんなの案。なかなか、うちの合併協議会は職員の、褒めてはいかんけれども、仕事をしてもらわないかんで余計褒めないかんが、なかなか知恵者が多いんですわ。ただ、この中の文字、熟語は川島町長さん、これは岐南町長さん、これは僕というのが、よく知っておって、そういうのを取り合わせたんです。上手に作ってあると私も思います。

どうぞご自由にご意見を。

【副会長：川島町長】

私、役所でもいつも言っているんです。こうした文章は、外国語ですでに国語になっているものとか、まだ国語にはなっていないというようなものがあり、最小限はしょうがありませんが、ここにも文化という言葉が入っておりますので、できるだけ日本文化の、できれば日本語にできるようなものは努めてそういうふうにしていただくとありがたい。関係者は大体わかるんですけども、それを聞かれることが町なんかでは結構あるんですわ。えらい知った顔をして職員は横文字を並べるが、一体全体……。市長さんは英語ぺらぺらだでわかるけど、わしはわからへんで。ということで、希望として申し上げます。もう国語になっているものはいいですが。

【議長】

ちょっと今のことに関連してですが、僕も気づきましたので、事務局にカタカナを使う場合はどういう場合に使うかということ整理しなきゃいけませんよということを申し上げた。事務局から返ってきた答えは、一応ポピュラーに新聞や雑誌、テレビが使う言葉のカタカナなら使ってもいいと。そうでないカタカナは日本語に直してということでございます。

【副会長：川島町長】

このまま、日本語にはならない場合もありますので、そのときには、この欄の下に解説をちょっと入れて、よく総合計画でやるじゃないですか。ああいうことをやるといいかなあと思います。要らんことをしゃべりましてすみません。

【議長】

会長、副会長ばかりしゃべっておってもいけません、僕が事務局に同じことを聞いたんです。アイデンティティというのは、もう今やポピュラーなこととして、あえて日本語に訳すならば、一体感だとか、特性だとか、個性をあらわすようでございます。アイデンティティというのはポピュラーな言葉になっているというのが事務局の説明でございます。

それからアウトソーシングは、これはアイデンティティ以上にポピュラーで、この言葉以外ありませんよという説明で、そういうものかなあとということでございますので、よろしく願います。

どうぞご自由にご意見を。

【副会長：岐南町長】

今、憲章の原案を事務局がつくられたということで、いろいろ我々にも相談がありました。我々会長、副会長なりの意見もこの中に取り入れていただいております、私も岐南町で常に言っておりました市町の総合計画、この問題等についても具体的に第2条に明記していただいておりますので、それなりに意向を尊重していただいた憲章であるというふうに理解しております。

【議長】

各議員さん、あるいは会長、副会長の意見もこの中に入っておるようでございます。

僕ばかりしゃべってもいけません、一番のポイントは、1条、2条、3条、4条の太字で書いてある部分ですね。こういう会議は、てにおはのこと、あるいは枝葉末節のことで、けんけんがくがくやってはとていもん、対等、信頼、互譲ということが大事だと思います。

それから第2条のアイデンティティということは大事なことでございまして、川島町さん、各務原市、岐南町さん、おのおの特性があるわけですし、そのアイデンティティを尊重しながら、かつ全体の一体感をつくっていきましょうということでございます。

それから3条は、共通の質の高い水準のサービスを確立すると。

4条は、同じ合併するんなら、質の高い新しい都市をつくるということでございます。

そのほかご意見もないようでございますので、お諮り申し上げます。この合併憲章を木曾川文化圏市町合併協議会の精神として掲げ、このスピリットに従って今後の協議を進めてまいることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、私からもう一度この合併憲章を心を込めて読み上げたいと存じます。

恐れ入りますが、副会長さん、ちょっと立ち上がっていただけますか。

〔合併憲章朗読〕

〔場内から拍手あり〕

〔写真撮影〕

ありがとうございました。

報告事項及び協議事項につきましては、本日は以上でございます。

続きまして確認事項でございますが、第2回の合併協議会の開催日程についてでございます。

事務局の説明はございますか。

【事務局長】

第2回目の協議会の開催日程についてご説明を申し上げます。

本日、先ほどお決めいただきました規程等に基づきまして、今後、幹事会あるいは専門部

会、分科会などを早々に設置いたしまして、これから調整・協議される事務事業の洗い出し、あるいは協定項目の素案づくり等々、着々と進めてまいり所存でございますが、何分これらの作業におおよそ一月余りかかる予定でございます。今後、幹事会におきまして、専門部会以下の作業の進捗状況や、その報告をもとに日程を調整してまいりたいと存じますので、次回の協議会につきましては、幹事会に一任していただきますよう、よろしく願いをいたします。

【議長】

要するに洗い出しが必要ですので、幹事会、専門部会等できあつと洗い出して、一定の資料をつくるということが先決でございますので、その見通しに立って第2回目をやるという説明でございますが、それでよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございました。

その他、事務局から連絡事項等ございますか。

【事務局】

事務局より、お手元の資料についてご説明申し上げます。

本日、お手元に協議項目の事務局素案を配付させていただきました。黄色の紙で印刷されたものでございます。この資料は、今後どのような協議が行われていくのかを委員の皆さんに知っていただくために、現在考えられる標準的な素案をお出ししたものでございます。委員の皆さんの手持ち資料にさせていただければと配付いたしました。

1から5までをご覧ください。これがいわゆる合併の基本5項目と言われるものでございます。6から10までが、合併特例法に規定されている協議項目であります。11から22については、今後の協議の中で変更や追加も出てくるのではないかと思います。これらが最終的に合併協定書の協定項目となります。これらの協議と調整をすべて終えて、合併の調印が行われることになるわけでございます。

また、同じくお手元に新市の建設計画のサンプルとして、この4月1日に合併いたしました静岡市と清水市のものをお配りいたしました。

表紙に大きく「サンプル」と書かれてありますが、これも委員の皆さんの手持ち資料としてご覧いただければよろしいかと思います。新市の建設計画とはどのようなものなのかが、これをご覧いただくとイメージできるのではないかと存じます。

また、お手元の封筒の中に、3市町の基礎データと、市勢、町勢要覧等をお入れいたしましたので、これを資料としてお使いください。

なお、レジュメをご覧ください。レジュメの一番最後のところに、木曾川文化圏市町合併協議会のURL、ホームページのアドレスを記載してございます。協議会の議事録や、本日ご審議いただきました規程類なども、このホームページ上でどんどん公開してまいります。委員の皆様方も、ぜひご覧いただければと存じます。

なお、このホームページは既に4月1日、つまりこの法定協議会設置日に立ち上がってお

ります。以上でございます。

【事務局長】

続きまして、大変遅くなりましたが、当協議会の事務局の職員のご紹介をさせていただきます。

私、事務局長を務めさせていただきます、各務原の五藤勲でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局次長、各務原市の藤ノ木大祐でございます。

同じく事務局次長、各務原市の松岡秀人でございます。

同じく事務局次長、川島町の林昭光でございます。

同じく事務局次長、岐南町の伏屋俊郎でございます。

事務局長補佐、各務原市の村井清孝でございます。

総務係長の、川島町の稲川和宏でございます。

計画係長の、各務原市の前田直宏でございます。

調整係長の、岐南町の傍島敬隆でございます。

事務局員の、岐南町の岩佐隆典でございます。

事務局員の、各務原市の江田裕之でございます。

事務局員の、各務原市の前島宏和でございます。

事務局員の、川島町の尾関淳でございます。

以上13名が事務局職員といたしまして、本協議会の事務を務めさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、会議運営規程第8条に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

川島町の苅谷彰三さんと岐南町の松浦紀之さんのお2人をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくお願いいたします。

皆様のご協力のおかげをもちまして、滞りなく会議が進行いたしました。心より感謝申し上げます。

これをもちまして、第1回木曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時06分 閉会